

暑さが厳しくなってきました。栄養・睡眠をしっかりとって体調管理をしていきましょう。今回は医療用麻薬の管理についてとりあげます。

- 医療用麻薬は「**麻薬及び向精神薬取締法**」によって規制されています

1. 麻薬免許証

処方する医師は管轄する都道府県知事の免許「麻薬施用者」が必要です

2. 麻薬管理・保管

堅固で容易に移動できない金庫で、施錠設備のあるもの金庫には麻薬、覚せい剤以外は入れられず、出し入れのとき以外は必ず施錠する



3. 麻薬の廃棄

麻薬を廃棄する場合は、都道府県知事に麻薬廃棄届けを提出し、麻薬取締員等の立ち会いの下で処理される。ただし、麻薬処方せんにより調剤された麻薬は、麻薬管理者（当院では薬剤部長）が麻薬診療施設の他の職員の立ち会いのもとで廃棄でき、廃棄後30日以内に調剤済麻薬廃棄届けを都道府県知事へ提出する

4. 麻薬管理における事故・盗難

- アンブルが割れて中身が流出した場合はアンブルを集め、こぼれた薬液はティッシュなどで吸い取ってビニール袋に入れる
- 粉薬がこぼれた場合はできる限り粉薬を回収しビニール袋に入れる
破損した薬剤とともに麻薬事故届を薬剤部へ提出する。また、麻薬の盗難時は速やかに警察署に届ける



5. 入院患者の麻薬の自己管理

痛みの評価と記録ができ、患者の意思で服用が可能な場合は1回分のレスキューを自己管理できる。レスキューの自己管理が可能か継続的なアセスメントが必要です（せん妄や認知機能の低下などがないか）

- 当院には「麻薬取り扱いマニュアル」があり医療用麻薬の処方から管理まで記載されています。マニュアルに則って安全に使用しましょう。